

日本ホルン協会 オーケストラオー디션・コンクール 規約

要綱 本コンクールは、卓越した技術・音楽性のみならず、オーケストラ作品への造詣の深さや国際的な演奏スタイルをも問う、新しいホルンコンクールである。

第一章 総則

第1条 本コンクールは、「日本ホルン協会 オーケストラオー디션・コンクール」と称する。

第2条 本コンクールは、日本ホルン協会主催とする。

第二章 事業

第3条 本コンクールは、優秀な新人の発掘につとめ、これを主催者の演奏会によって広く世に紹介する。

第4条 本コンクールに参加し、審査の上、優秀な成績を修めたものは、これを表彰する。

第5条 コンクールの全期間における参加者の演奏の録音・録画・放送・頒布に関する権利は、すべて主催者に帰属する。

第三章 審査員

第6条 本コンクール審査員は、開催毎に主催者が原案を作成し、常任理事会の承認を得て委嘱する。

第7条 審査員は実施要綱に基づき、予選、本選の課題曲を決定する。

第四章 応募者

第8条 応募者の国籍は問わない。

第9条 応募者は、満18才以上、満30歳未満を資格とする。

第10条 応募者は、参加規定書に従わなければならない。違反した場合は失格とみなす。

第五章 審査

第11条 審査は高音奏者、低音奏者の2つの部門にわけて審査する。

第12条 審査は原則として予選、本選の2回にわたって行う。

第13条 予選の演奏順序は抽選等により主催者が定める。

第14条 審査は点数制とする。

第15条 点数は100点満点とし、小数点以下は認めない。

第16条 出席審査員は、予選に出席した参加者の演奏をもれなく試聴しなければならない。出席審査員は、参加者の演奏成績に従って点数を所定の用紙に記入し、署名後、事務局に提出する。

第17条 予選の採点にあたっては、全審査員数が7名以上の場合、採点結果のうち最高・最低点(各1人ずつ)をカットしたものを合計する。7名未満の場合はこの限りではない。

第 18 条 予選通過者及び本選出場者は高得点順とし、人数については審査員、主催者の二者で協議のうえ適正な人数を選出する。

第 19 条 本選の審査は、参加者の公開演奏によって行う。参加者の演奏順序は抽選等により主催者が定める。

第 20 条 本選の採点にあたっては、全審査員数が7名以上の場合、採点結果のうち最高・最低点(各 1 人ずつ)をカットしたものを合計する。7名未満の場合はこの限りではない。

第 21 条 順位は、点数の高得点者順とし、入賞者は原則として 3 人以内とする。

第 22 条 審査会で討議後、各部門で第 1 位、第 2 位、第 3 位の順位を決定する。同点は同位とする。ただし、演奏レベルなどを勘案して、必ずしも原則通りの順位を選出しなくてもよい。

第六章 表彰

第 23 条 参加者のうち、本選に出場した参加者を入選者とする。

第 24 条 入選者のうち、本選審査によって、原則として第 1 位、第 2 位、第 3 位を決定し、入賞者とする。

第 25 条 入賞者に対して、賞状並びに賞金を贈る。入選者には賞状を贈る。

第 26 条 本コンクールは、外部からの寄託賞を受けることができる。ただし、その受託に関しては主催者常任理事会の承認を必要とする。